

第21回千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

1 日 時：平成29年8月31日(木) 午前10時～午前11時50分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター8階 会議室「千鳥・海鷗」

3 出席者：

(1) 委員

稲垣総一郎委員、小川善之委員、國松憲子委員、下井康史委員、多賀谷一照委員、
武岡和枝委員、本澤陽一委員、松浦隆委員、村野文美委員

(2) 事務局

山元総務部長、金森政策法務課長、小柳同課市政情報室長、渡邊同課主査、
石川同課主任主事、土井同課主任主事

4 議 題：

議 事

(1) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問

【個人情報に関する重要事項について（千葉市個人情報保護条例の一部改正）】

(2) 千葉市個人情報保護条例の改正内容に係る調査審議の方針について

報 告

(1) 平成28年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

5 議事の概要：

議 事

(1) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問

【個人情報に関する重要事項について（千葉市個人情報保護条例の一部改正）】

事務局からの説明を受けて審議し、事務局案は法改正の趣旨に沿った適当なものであると認められる旨、答申することとした。

(2) 千葉市個人情報保護条例の改正内容に係る調査審議の方針について

事務局からの説明を受けて審議し、要配慮個人情報及び非識別加工情報に関する個人情報保護条例の一部改正に関しては、市長から改めて審議会に対して諮問があったときに審議会に部会を設置して調査審議するものとし、設置の決定については会長に一任するものとした。

報 告

(1) 平成28年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

事務局から、平成28年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況について、報告

があった。

6 会議経過：

(小柳市政情報室長) 定刻となりました。本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。市政情報室長の小柳でございます。会議に先立ちまして、総務部長の山元より、御挨拶申し上げます。

(山元総務部長) 委員の皆様、こんにちは。総務部長の山元でございます。本日は、大変ご多用の中、情報公開・個人情報保護審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本来であれば総務局長の大木からごあいさつを申しあげるべきところでございますが、大木は本日所用により欠席させていただいておりますので、会議の開催に当たり、私から一言ごあいさつを申し上げます。

皆様もご承知のとおり、個人情報保護法や行政機関個人情報保護法が改正され、本年の5月30日から施行されているところでございます。この改正では、個人情報の定義の明確化や要配慮個人情報の取扱いの規定、さらに、個人情報を活用するための非識別加工情報制度の導入等が行われ、自治体においても法改正の趣旨に則した対応が求められているところでございます。

また、番号制度につきましても、今年の7月から自治体間の情報連携が、試行運用として始まっており、また、マイナポータルという、各個人の自分の情報のやりとりを確認できるシステムの運用も開催されている状況でございます。

そのような動きがある中で、ぜひ、委員の皆様方には、さまざまな観点からご指導、ご鞭撻いただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日、審議いただく案件でございますが、1点目は、ただいま申し上げました法改正の対応として、本市の個人情報保護条例の一部改正に係る諮問についてご審議をお願いするもの、2点目は、今後の個人情報保護条例の改正内容の調査、審議につきまして方針を決定するものでございます。

委員の皆様方には、ぜひそれぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただければありがたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、私から簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

(小柳市政情報室長) それでは、稲垣会長に、ご審議の進行をお願いいたします。

(稲垣会長) それでは、ただいまから第21回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

本日は、辻委員から所用のため欠席する旨のご連絡をいただいております。本日、9人の委員の皆様方にご出席いただいておりますので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、本審議会は成立しております。

本日の会議は、事前に委員の皆様にご案内いたしておりますとおり、公開の会議として開催しております。傍聴人はいらっしゃいません。

お手元の会議次第に従いまして、議事に入ります。

議事（１） 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第２条第１号の規定に基づく諮問【個人情報に関する重要事項について（千葉市個人情報保護条例の一部改正）】

（稲垣会長） 「議事（１）千葉市情報公開・個人情報審議会設置条例第２条第１号の規定に基づく諮問【個人情報に関する重要事項について】」を議題といたします。

事務局からご説明をお願いいたします。

（小柳市政情報室長） では、ご説明いたします。

資料１は本審議会への市長からの諮問書となります。諮問の内容としましては、具体的には主に資料１－１を使ってご説明いたします。関連するトピックス別に色が塗ってあります。

まず、資料１－１、個人情報保護条例の一部改正についてという諮問事項についてです。

「１ 背景：行政機関個人情報保護条例の改正」ですが、平成２７年９月に個人情報保護法が改正され、その改正内容を踏まえて２８年５月に行政機関個人情報保護法が改正されました。そして、いずれも全面施行がこの５月３０日になっています。それぞれの法律が平成１７年に制定され、施行されていますので、概ね１０年以上経って大幅に改正されたということになります。これらの法改正の内容を踏まえて条例改正することが求められていますので、条例改正の内容についてご相談するというのが今回の審議会の諮問事項です。

確認のために資料１－１の裏面をご覧ください。個人情報保護法制の仕組みですが、中央に個人情報保護法という基礎部分がありまして、民間分野も公的の分野も横断して基本的な部分を定めています。その上に、民間分野については個人情報保護法が遵守すべき具体的義務などを定め、公的の分野については、国の行政機関については行政機関個人情報保護法が、地方公共団体については各地方公共団体の個人情報保護条例が定めています。それぞれ遵守すべき具体的義務などを定めているというすみ分けになっています。このため、個人情報保護法と行政機関個人情報保護法が変わったら、それに合わせて個人情報保護条例の内容も同じような感じで変えるべきではないかと国から技術的助言が出されているという状況です。

表面に戻っていただき、法律の改正内容が主に三つあり、「個人情報の定義の明確化」、「要配慮個人情報の取扱い」、「非識別加工情報制度の導入」です。この三つについてそれぞれ改正すべきではないかと国に言われています。ただ、結論から先に申し上げますと、右側の「４ 条例改正の方向性」のとおり、「個人情報の定義の明確化」の部分については先行して行政機関個人情報保護法の改正を踏まえた条例改正を行い、「要配慮個人情報の取扱い」と「非識別加工情報制度の導入」の部分については、国の実質的な動向を踏まえつつ、審議会等の意見を聴きながら引き続き検討を進めていきたいと考えています。このような案が今回お諮りしている内容です。

「１ 背景：行政機関個人情報保護条例の改正」にもう一度戻ります。「個人情報の定義の明確化」についてですが、情報化の進展により、個人情報に当たるかどうか（個人識別性が認められるかどうか）の判断が難しい情報（グレーゾーン）が増えたために、新たに「個人識別符号」が含まれる情報が個人情報に当たることが明確化されたということです。

資料の丸い図をご覧ください。丸全体が個人情報全体の概念です。中心の黒い部分は、氏名、

住所など、この情報だけでこの人だとはっきり特定できる種類の情報です。しかし、その周りに個人識別符号という、この情報だけでこの人と本当に特定できるのか必ずしもはっきりしない情報があります。図の下に1号、2号とあります。「1号個人識別符号」は、DNAや顔の容貌、声紋や指紋などを電子データに変換したもので、それだけ見てもこの人だと特定できないけれども、解析・判別する技術や機械を持っている人であれば、この人だと特定できたりする、人によってわかったり、わからなかったりするようなものです。

次に、2号の旅券番号、基礎年金番号、免許番号や、マイナンバーもそうなのですが、その番号それ自体ではその人だと特定できないけれども、その人との関係が非常に密接で、人によっては識別できたりする符号です。こういった、人によって識別できたりできなかったりする重要な情報は、個人識別性の有無が場合によって変わってしまうのはよろしくないで、これは個人識別性のある情報であると割り切って、法律で「個人識別符号」という新たな概念を設け、これは個人情報に含まれるということをも明確化したという内容になっています。

具体的にどのように法律が変わったかを見てみます。資料1-2をご覧ください。一番左に改正前の行政機関個人情報保護法の条文があります。もともとこのような短い規定でした。中央が改正後の条文です。「個人識別符号」と書かれているところをご覧ください。個人識別符号が含まれるもの、先ほどお話ししたDNA、旅券番号、指紋などが含まれるものは、全て個人情報になるということで、第2条第2項第2号に項目を設けて、これは個人情報であると定義しています。

次の第3項で、それなら「個人識別符号」とはこの法律ではどのようなものと定義しています。第1号では、特定の個人の身体の一部を電子的に変換したもの、第2号はさまざまな番号のことを細かく定義しています。これらは個人識別符号で、個人情報に該当することを明確にしたこととなります。

これは、先ほど申し上げたとおり、状況によって個人情報に該当するかしらないか判断が分かれてしまうと国民も不安だということで、改めてひとくくりに個人情報に該当すると定義されたものです。

資料1-5をご覧ください。本市も資料1-2の法律の改正と同じ形で条例を改正しようという趣旨の資料です。これは表の左側の左の欄が改正前で、右が改正後です。

資料右側の「1 改正の趣旨」の「(1) 個人識別符号の規定」を読みますと、行政機関個人情報保護法等の改正に合わせ、「個人識別符号」が単体で「個人情報」となることを明確化する、「個人識別符号」の定義は、行政機関個人情報保護法の定義と同一とする、としています。

理由としては、情報を保有する者の情報管理体制、技術等により、同種の情報であっても、特定の個人を識別できるかの判断が異なる一方で、国民から見てもどの情報が個人情報として保護されるのか、不安が高まっている、このことを受けて法律や政省令等で定められた個人識別符号については、市でも同様に個人情報として保護されることを明確化する必要がある、とあります。

次に、一番下の「2 個人識別符号の意義」をご覧ください。どのようなものが個人識別符号として法律で選ばれたかですが、(1)で、直接本人がアクセスできる本人到達性、個人と

の結びつきが強い唯一無二性、早々変わらないという不変性などが考慮されて選ばれたものです。内容としては（２）のとおり、先ほど申し上げたように二種類あり、顔認証データ、指紋データ、声紋、静脈など、他には運転免許番号、旅券番号などが選ばれています。

これらは、今後、情報化の進展に伴って増える可能性があります。そのたびに条例を改正するのは大変なので、条例の内容としては「法律で定めるものと同じ」という表記にして法律が改正されれば自動的に対応できる仕組みにしています。

個人識別符号の説明は以上となります。また資料１－１に戻っていただきます。次に「要配慮個人情報の取扱い」について説明いたします。

これは、法律の改正により、一定のセンシティブな情報に新たに「要配慮個人情報」という名前がつけられ、国が公表している「個人情報ファイル簿」の中にそれが含まれている旨を記載することとなりました。「個人情報ファイル簿」というのは、国が収集した個人情報をデータベース化した「個人ファイル」ごとに利用目的、記録項目などのあらましを記載した国の帳簿です。

「要配慮個人情報の取扱い」の項目の下にまた卵のような図があります。全体が個人情報で、要配慮個人情報はその内側にあります。例として、人種、信条（思想、信仰を含む）、社会的身分、病歴、犯罪履歴、経歴、犯罪により被害を被った事実、障害、健康診断、医師による診断・調剤などが列挙されています。これらが配慮の必要な個人情報だということで、「要配慮個人情報」として法律で規定されています。

その内側で少しはみ出していますが、「機微情報」とあります。これは要配慮個人情報よりももう少し範囲が狭く、思想、信条、宗教、社会的差別の原因となる情報です。国ではこのような定義はないのですが、本市を含め、多くの地方公共団体がこの概念を規定しています。

その関係を下の表に示しております。個人情報一般、要配慮個人情報、機微情報という三つのカテゴリーがあって、この機微情報のカテゴリーを持っているのは、個人情報保護条例だけです。そして、機微情報については、原則取得禁止、例外的に取得した場合は電子計算機処理原則禁止など、非常に厳しく取扱いを規制しています。なお、地方公共団体は、個人情報は原則として本人から取得しなければならないと定めています。したがって、日本で最も厳しく個人情報の取扱いに規制をかけているのは、実は市町村の条例ということになります。

その一つ上の行政機関個人情報保護法をご覧ください。これは国の行政機関の規定ですが、個人情報の取得及び電子計算機処理に何も制限をかけていません。この点については、国は運用をしっかりとしているから、そのような制限は要らないというのが国の説明です。機微情報の規定ももちろんないですし、要配慮個人情報という概念は今回入っていますが、それに対する取扱い制限は特に定めていません。

さらに、上の個人情報保護法、民間に適用される法律を見ますと、民間は個人情報の取得、電子計算機処理に制限がありません。ただ、新たに設けられた要配慮個人情報については取得の際は原則として本人の同意が必要です、と少し切り分けています。

それでは、国において要配慮個人情報はどのように取り扱われているかですが、資料１－３をご覧ください。一番左に行政機関個人情報保護法の改正前の規定があり、改正後は第２条第４項に「要配慮個人情報」という新しい項が入りました。そして、中央の列の第１０条第５号

の2で、記録情報に要配慮情報が含まれているときは、その旨を個人情報ファイル簿に記載するということが規定されています。個人情報ファイル簿については、資料1-3の裏面の左側に個人情報ファイル簿の例をお示ししています。国や行政機関は、1,000人以上の個人情報が入っているデータベース全てについて、このような表を作成し、インターネット上で公表しています。この個人情報ファイル簿により、データベースの利用目的や記録されている項目などを公表していますが、その項目の一つとして、要配慮個人情報がこのデータベースに含まれているということを示すためだけに使われているという状況です。

同じ資料の右側に個人情報取扱目録の例と書いてあります。これは本市の個人情報取扱事務目録の例です。本市はデータベースごとではなく事務ごとに、個人情報ファイル簿に類似するものを作っています。先ほど申し上げた地方公共団体特有の「機微情報」が取り扱われているということは、この目録において「個人情報の記録項目」の中の「思想信条等」という項目に記載されています。

ここで問題となるのは、本市では既に最も取扱いの厳しい機微情報というカテゴリーがある中で、それに加えて、要配慮個人情報というもう少し緩い第三のカテゴリーをあえて設けるかというところです。

また、資料1-1に戻っていただきます。この卵の図に戻って改めて説明いたしますと、地方公共団体には機微情報という最大の規制をかけているカテゴリーがある一方、国は地方公共団体の機微情報ほど厳しい規制はかかかっていないが、もう少し広い範囲の要配慮個人情報というものを規定しました。ただ、現在のところ、個人情報ファイルの目録に明記するためだけにより配慮個人情報が規定されている状況です。このような中で、二つのカテゴリーの関係をどう整理していくかが難しいので、もう少し検討が必要ではないかと考えています。

次は、資料1-1の最下段の「非識別加工情報の制度の導入」です。

これは、行政機関の保有する個人情報の利活用を図るため、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したものを事業者を提供するものです。今まで個人情報というものは、主に保護することを重視していたけれども、情報化社会がさらに進展し、個人情報も含め、いろいろな情報をコンピューターやAIなどで活用して経済の活性化に寄与するようにしようという流れが出てきています。しかし、これに対しては、当然、個人情報をそのように商用利用してよいのかという意見があります。そこで、個人の権利利益を侵害しないよう、行政機関が持っているデータベースを、氏名など個人識別部分がある部分がある程度削って個人を特定できないように加工した上で、民間企業に提供して積極的に活用してもらおうという制度です。国からは、法律でこのような制度をつくったので、次は地方公共団体も条例をつくって同様に対応するよう、言われているところです。

資料1-4をご覧ください。左の欄に行政機関、中央の欄に事業者があります。行政機関は、先ほど申し上げたとおり、このような個人情報データベースがあるということを個人情報ファイル簿という目録形式でホームページなどにより公表します。それを見て事業者が、商売に役に立つかも知れないと考えたとき、「このデータを利用してこのような事業をしたい」と行政機関に提案します。

行政機関は、その提案を受けて、個人の権利利益保護のため、さまざまな方法で個人ができ

るだけ識別できないように加工した上で、提案した事業者が、情報を提供するにふさわしいかを審査します。もちろん、その事業者がデータベースの取扱いが適正にできる者であるかどうかを審査しますが、それ以外に、この事業者が出してきた提案は新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであるかどうか、ということ審査しなければなりません。なお、審査を経て事業者にデータベースを提供する際は、手数料や加工に要した費用を徴収します。その上で事業者に有効に使ってもらおうという仕組みになっています。さらに、この手順を経て一度作成したデータベースを、最初に提案してきた事業者のほかの事業者も使いたいと提案してきたときは、これも審査の上、手数料を支払って使うことができます。

ただ、この制度はさまざまな危険をはらんでいますので、一番下に記載の個人情報保護委員会という公正取引委員会にも匹敵する権限を持った国の強力な個人情報制度を監視する委員会が全体を監視することでこの安全性を担保する仕組みになっています。

以上のとおり、千葉市でこれと同様の仕組みをつくる際は、個人情報ファイルを加工するときの基準など、さまざまな基準を新たに作らなくてはなりません。加えて、個人情報保護委員会に匹敵するような、この制度を監視するような機関をつくらなければなりません。これは時間がかかるということで、地方公共団体では対応できていない状況です。

それに加えて、この資料1-1の「2 平成29年6月9日閣議決定『規制改革実施計画』（非識別加工情報関係）」と書いてあるところをご覧ください。規制改革推進会議という内閣府の機関の「規制改革推進に関する第1次答申」を受けて閣議決定された「規制改革実施計画」において、次のような文言が盛り込まれました。中央の欄「規制改革の内容」の部分ですが、地方公共団体における非識別加工情報の加工やその活用について、統合的なルール整備がなされるよう、地方自治体の意向を十分に踏まえてルール整備を進めるための意見交換の場を早急に設けなさい、国は非識別加工情報制度をつくったけれども、地方の声はあまり聞いてなかったようなので、もう一度聞いてください、という趣旨です。また、第二段落で、当面は先進的な地方公共団体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても、地方公共団体の意向を十分に踏まえて検討する、とあります。そもそも各地方公共団体の条例でこのような制度をつくるのが適切なのかという意見がありまして、個人情報の流通を国全体で行おうというときに、千葉市で提供されたものが船橋市では提供されないとか、千葉市と市川市の制度が異なるとか、地方公共団体によって異なっていたら不便ではないかということです。つまり、条例ではなく法律でつくるものではないかとまで問われたわけです。それに対して総務省は、今年度中にもう一度検討する、ということになっています。したがって、地方公共団体としては、今急いで条例化を進めても、後でやはり法律で定めることになった、というおそれがあるので、各団体とも様子見の状況になっています。

これらの状況を受けて、「3 要配慮個人情報・非識別加工情報制度に関する課題」として、(1) 要配慮個人情報については、市では既に国よりも取扱いを厳しく制限している機微情報がある中で、二つのカテゴリーの取扱いをどのように規定していくべきか検討が必要であるというのがあります。(2) で、非識別加工製造の制度設計については、規制改革実施計画を受けた総務省の検討結果や国の実績を踏まえながら検討を進めていく必要があるとしています。

また、制度の導入に当たっては、個人情報ファイル簿の作成、審査方法の検討、手数料の金額の検討、監視・監督を行う機関など制度の仕組みの検討などを行ったりする必要があるということ、すぐにできるものではないと考えています。

そういうことで、「4 条例改正の方向性」として、要配慮個人情報の取扱い及び非識別加工情報制度の導入については、多くの検討課題があり、慎重に検討を進めていく必要があるので、個人情報保護を目的とした個人情報の定義の明確化だけ先行して条例改正を行い、その他の改正については、引き続き審議会等の意見を聴きながら、検討を進めていくという内容で、このたび審議会に諮問することになったわけです。

続いて、「5 条例改正案」です。(1)で、行政機関個人情報保護法の改正に合わせて、「個人識別符号」が単体で「個人情報」となることを明確にする。また、「識別符号」の定義は法律と同じにするとしています。次の(2)の部分、この点については今まで説明をしておりますでしたが、特定の個人を識別することによる情報に含まれる「他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるもの」について、行政機関の個人情報保護法の規定と合わせて、容易照合性の要件を削除するというものです。

資料1-2をご覧ください。左の欄の改正前行政機関個人情報保護法を見ますと、個人情報とは、個人を識別できるもので、他の情報と照合することで特定できるものも含むと書いてあります。改正後もこの部分は変わっていません。ところが、千葉市の規定の個人情報保護条例、一番右の欄を見てみますと、「他の情報と容易に照合することができるもの」と「容易に」という言葉が入っています。個人情報とは、「照合できるもの」ではなくて「容易に照合できるもの」だけに限ります、と千葉市はやや狭く規定しているわけです。これを改めようということ考えています。

そこで、資料1-5をご覧ください。先ほど申し上げた条例の一部改正案、左の改正前のところ、「容易に照合することができ」の「容易に」を改正案では削除しています。理由は、右側の「(2) 容易照合性の削除」をご覧ください。現行の規定は、個人情報保護法と同様に規定したものであったのですが、これは民間事業者に対する過度の規制を避けるための規定だったわけです。つまり、民間の営業の自由に配慮する必要があるということで、照合されるものの範囲を少し緩くしています。一方、市の実施機関が保有する個人情報については、公権力を行使して取得するもの等が多いので、より厳格な個人情報保護が必要となります。また、他の政令市の個人情報保護条例でも、明確に容易照合性の規定をしているものは千葉市以外にないということで改めることになりました。なお、運用上、従来から「容易に」という文言はさほど考慮せずに、個人情報の範囲を広く捉えて運用していたことから、実質的な差は生じません。

参考に下の表を見ていただくと、民間の個人情報保護法と千葉市個人情報保護条例には「容易に」の文言が入っており、行政機関の個人情報保護には「容易に」の文言は入っていません。しかし、市も同じ公的部門の行政機関だから、国のほうに合わせるべきだということで「容易に」の文言を削除するということです。裏面にも個人情報保護条例の改正案を記載しておりますが、それは表面の改正に合わせた文言の整理のようなもので、内容としては同様です。

最後に、資料1-1にお戻りください。「6 条例改正スケジュール(予定)」ですが、平成29年8月に審議会で審議、10月にパブリックコメント手続を行いまして、これにより出

された意見を踏まえて、できれば今年度12月の議会に条例改正議案を出したいと考えています。改正条例は来年の4月に施行できればと考えています。ただ、個人情報の「容易に」という文言を削除すると、個人情報の定義が広まることになり、個人情報保護条例に定める罰則規定に関係するため、検察庁と協議する必要があります。その結果によっては、議案の提出が来年の2月の議会になるかもしれないということが米印部分の記述です。基本的には12月の議会に提出したいと考えています。そのほかの要配慮個人情報や非識別加工情報については、引き続き検討を続けていきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

(山元総務部長) 少々説明が長かったので簡単にまとめますと、一つは今までグレーゾーンだった、個人情報に当たるかどうか曖昧だったものを明確に個人情報として規定しましょうということが国から出されたので、それに合わせて本市も改正しようということです。

また、要配慮個人情報については、一定のセンシティブな情報について、国で個人情報ファイル簿を公表するときに、それが取り扱われているかどうかを表示するために、法律で新たに規定されたものです。ただ、こちらにつきましては、千葉市は、条例で既にかなり厳格な機微情報というものを設けており、この取扱いについて既に同様の公表制度がある状況で、また新たな制度が入ってきてしまうと混乱することになりかねませんので、今回の条例の改正案には含まれていません。

3点目の非識別加工情報、これは個人情報の一部の部分をそぎ落とした上でオープンにしていこうというのですが、これは国のほうでも、検討会等でその取扱いについて全国統一のルールをつくることも含めて検討していくということですので、これも今回の条例改正には含まれていません。

最後に、容易照合性、資料1-1「5(2)」のところで申し上げましたが、個人情報の取扱いは公権力の行使ですので、厳格に取り扱うためにも、民間に合わせるのではなく、どちらかと言うと国に準じた形の中で改正をしていきたいということで改正するものでございます。

(稲垣会長) ありがとうございます。

今ご説明がありましたけれども、ご意見、ご質問を含めてお願いします。

(稲垣会長) 条例改正は、資料1-5を見ればよく分かりますね。まず、個人識別符号を取り出すということですね。これははっきりさせたほうがいいですね。今までこの規定がなかったから、容易に関連づけられるかどうかというところが問題になっていたのも、全て個人情報とすると定義したのもですね。国の法令と同じようにつくるということについて、特にご意見はないですか。

(異議なし)

(稲垣会長) 次に、容易照合性の要件についてご意見、ご質問をお願いします。

(多賀谷副会長) 容易照合性の文言が千葉市の条例に入ったのはいつですか。

(渡邊主査) 平成17年4月1日から施行ということで、個人情報保護法等の制定に伴って個人情報保護条例を全部改正した際に、この容易照合性の規定が新たに入っています。

(多賀谷副会長) 私は最初の条例制定をするときにかかわったのですが、そのときは入っていませんでした。

(渡邊主査) 条例制定時は、括弧書き部分が規定されておらず、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とまでしか規定されていませんでした。

(多賀谷副会長) 民間の場合は確かに「容易に」がありますが、行政機関の場合は、千葉市だけ入れるという理屈が立たないような気がしますので、削除することに賛成です。

(稲垣会長) この事務局の説明の文章にもありますように、民間と行政では違うので国の規定に合わせるといことですよ。

(小柳市政情報室長) はい。

(稲垣会長) 委員の皆さん、この点は提案どおりでよろしいですか。

(異議なし)

(稲垣会長) では、この点は特に異論はないので、原案どおりということをお願いします。

次は、要配慮個人情報の取扱いです。事務局案では、差し当たり今回の条例改正では入れないということですが、このことについてご意見ををお願いします。

(多賀谷副会長) この要配慮個人情報という概念は、行政機関個人情報保護法ではあまり意味がないのですが、民間の一般的な個人情報保護法では、極めて大きな意味を持っています。要するに、民間の場合には個人情報を取り扱うについて、最初の取得の段階での法的な規制が弱いため、要配慮個人情報については一般の個人情報とは違うように、特別に規定しなければならないというのが、今回の法改正なのだと思います。

国、地方公共団体の場合においては、個人情報を取り扱うについては、おそらく個別の業務の関係で個人情報を取り扱うわけですが、業務でどのように使うかというのは、きっちり法の網がかかっています。例えば、最も典型的な場合、要配慮個人情報の場合には、社会保険や医療関係について国の機関、地方自治体の機関がそれぞれ取り扱う場合や、学校が生徒の情報を取り扱う場合というように、法律あるいは条例である程度縛りがかかっています。民間の場合には、法令に基づく場合は本人の同意なく取得してよいというのが書いてあるわけです。それと同じことで、もともと行政機関は法令や条例に基づいてしか、そういう情報を扱えないと決まっているのです。だからあえてそれを入れる必要がないという、これは多分、国の意思ではないかという気がいたします。ただ、そのことは、国なり地方公共団体が勝手に、法律とは関係ないところで、そういう要配慮個人情報で勝手に個人情報データベースをつくることはいらうと信頼するということです。本当に皆さんが国や地方公共団体を信頼するかという問題はあります。

(小柳市政情報室長) 要配慮個人情報については、各団体とも対応に困っているようです。そもそも導入する意思が現時点で全く見られない地方公共団体もあります。今ある機微情報との関係をどうするのか整理がついてから改正するとか、東京都を見てから考えたいとか、さまざまな意見を聞いております。すぐに改正し難いと二の足を踏んでいるような状況です。

(多賀谷副会長) 資料1-1で、要配慮個人情報、機微情報と書いてありますけれども、機微情報について極めて厳しい規制をしているのですよね。

(小柳市政情報室長) はい。

(多賀谷副会長) それは、要配慮個人情報であって機微情報ではない情報、典型的な例で言えば、そこで出ている病歴、犯罪歴などですが、そのような情報の取扱いが問題となるわけですね。

(小柳市政情報室長) そうですね。

(多賀谷副会長) 病歴についても犯罪歴についても、法令等によって保管が義務付けられていて、今でも犯罪人名簿はありますよね。

(小柳市政情報室長) あります、市民総合窓口課が持っています。

(多賀谷副会長) 欠格事由該当性を見るために、そういう個人情報は、民間であれば、本人同意か、それとも法令に基づく場合に限り収集できるというように書いてあると思います。行政機関も、法令に基づいて持っているということですね。

(山本総務部長) 公民権の関係で、どうしても、そういった情報を保有する必要があります。

(多賀谷副会長) 法令に基づいて持っている以外のものは持っていない、要するに、本人に同意を受けて、持つようなことはないわけですね。

(本澤委員) 病歴や犯罪歴というのは、要配慮個人情報には当たりますが、明確に機微情報として規定されているわけではありません。ただ、それも「社会的差別の原因となる情報」と言えなくもない気がするので、機微情報に含まれるという解釈もあると思います。

(多賀谷副会長) 機微情報になると、原則として収集してはいけないということになりますが、実際に法律で収集しろと言われていました。

(本澤委員) 条例上は、法令上の定めがある場合は収集してよいということですか。

(小柳市政情報室長) そうです。

(渡邊主査) 機微情報の収集の禁止には二つ例外があります。皆様にお配りしている個人情報保護事務の手引(その1)48ページ、個人情報保護条例第7条第3項をご覧ください。

(多賀谷副会長) 「社会的差別の原因となる情報」とは、典型的には同和関係ですね。

(小柳市政情報室長) そうです。

(渡邊主査) そのほかには、現在、暴力団員であることも、この中に含めて運用しております。第1号で法律等に定めがあるときは収集できます。また、第2号として、その事務の性質上必要不可欠であると認められる場合には、その次の第4項で審議会に報告をすることを条件に、取り扱うことができると規定しております。

(多賀谷副会長) その社会的差別の原因となる個人情報が同和関係というのは、解釈による取扱いですか。

(小柳市政情報室長) そうです。

(多賀谷副会長) 特に、それに限定するとは書いていないですね。

(下井委員) 機微情報に当たれば、届出をするわけですよね。それで、実際、犯歴とか病歴というのは、おっしゃるとおり、機微情報に入ると解釈できなくもないですけど、実際に届け出ているのですか。この手引を見る限りは、やっていないですよ。ですから、解釈を大幅に変えない限りは、やはり、これは機微情報に入らないことになると思います。先ほど多賀谷委員が言ったように、行政機関個人情報保護法の場合は、この要配慮個人情報という概念を入れて何がかわるかといえば、個人情報ファイル簿に、要配慮個人情報を集めていると書いただけなのです。おそらく、非識別加工情報制度との関係で、非識別加工情報が欲しいという人たちは、その個人情報ファイル簿を見てこのファイルを非識別加工してくれと提案してくるわけで、そのときに、いやこれは要配慮個人情報が入っているからできませんと断りやすいという、現実的

には、そういう機能があると思います。

それで、先ほど、千葉市の場合、ほかの自治体もそうですが、機微情報について厳しい規制をかけているというのが話になりましたけれども、多賀谷委員がおっしゃったように、行政は原則的に法令に基づいてしか、個人情報を集めることはできない、でも、それをみんなが信用するか、必ずしも信用できないから機微情報というのを別途設けて厳しい制限をかけているわけです。そうすると、やはり要配慮個人情報についても、どこまで厳しく制限をかけるかはともかくとして、集めているということ自体は明示しないと、私はいけないと思います。もちろん、非識別加工情報制度の導入と同時に設定したほうがわかりやすいですけれども、非識別加工情報制度は、かなり先になってしまうと思うので、その前に、今回はともかくとして、要配慮個人情報制度についても検討すべきだと私は思います。病歴、犯歴というのを社会的差別の原因となると言うのは少々怖い気がしますし、そもそも非常にセンシティブ性の高い情報ですが、これを集めてはいけないと言っているわけではなく、集めている以上は、そのことを明確にしておくべきだと考えます。もともと法律のほうは、要配慮個人情報は非識別加工情報制度の導入とセットになっていますが、自治体の場合は、そこは切り離して導入しないといけないのかなと思います。

(多賀谷副会長) 国と自治体の個人情報データベースの取扱いですが、資料1-3の裏面にモデルが示されています。先ほど、事務局が説明したように、国の場合には、個人情報ファイル簿という形で整理しており、その中に要配慮個人情報が含まれる場合はその旨が記載されるという形になります。地方自治体の場合には、ほとんどはこういう個人情報取扱事務、事務目録という感じです。だから、そのまま移転することはできないだろうと思います。もし仮に、今、下井委員が言ったように、要配慮個人情報制度をこの個人情報取扱事務に組み込むとすると、例えば、この様式の右側にある個人情報の記録項目、そこに思想・信条等とは別に、何か「その他配慮を要するような事務」というのを加えて、そこに書きこんで、外部から確認可能にするというのが、改正のあり方だと思います。そのまま条文を移すのではなくて、自治体に合った形で実現する必要があるので、それは今後の検討課題になると思います。

(下井委員) それをやるためにシステムを変えるとどのくらい時間がかかるでしょうか。

(多賀谷副会長) 結構かかるでしょう。データベースそのものをつくり直す必要があります。

(下井委員) すると、今回すぐには無理でしょうか。しかし、施行を先にするという手もあります。今回は無理ですが、当分やらなくてもいい、というのはいかがかと思います。

(稲垣会長) 結局のところ、個人情報データベースを、外部から見てどのような情報が入っているか分かるように、どの程度、どのように改められるかということが重要ですね。

(多賀谷副会長) 重要情報とか、そういう情報がどの程度どこのファイルに入っているかということに分からせるべきだと思います。

(下井委員) 多分、犯歴情報は相当多くの部局が持っていますよね。

(多賀谷副会長) 犯罪人名簿はこの個人情報取扱事務目録に入っているのですか。刑事局から千葉市全職員、全市民のうち犯罪歴のある人のリストは来るでしょう。それを当然、紙か電子かでデータベース化していますよね。

(小柳市政情報室長) 昔、私が市民課にいたときは、戸籍の中に一緒に入っていたと思います。

(稲垣会長) そうというのは、身分帳ですよ。

(多賀谷副会長) そうですね。単独の取扱事務にしていけないわけですね。

(小柳市政情報室長) 当時見た限りではデータベース形式ではなかったですね。

(下井委員) それだけではないですよ。先ほど欠格要件の話を書きましたが、各許可権限を持っている部局が、しかも千葉市民だけではなくて、市外の人情報も持っていないと、欠格要件をチェックできないですよ。

(多賀谷副会長) それは例えば受勲資格があるかどうか、各市町村に照会するのですよね。

(下井委員) それをもとにデータベースはつくっているのですか。

(小柳市政情報室長) それは、特にないですね。

(多賀谷副会長) つくれないうすよね。

(小柳市政情報室長) そうですね。

(下井委員) まあ、網羅的なものは無理だと思います。データベースになると、かえってまずいわけですよ。どこに、何があるかわからないという話になる、散在情報でしょうね。あと、犯歴までいなくても、例えば、その未成年のときの補導歴とか、そのような情報も児童関係のところ、どこかにあるのではないですか。

(多賀谷副会長) それは一緒に集めてしまうと、それ自体、非常に危険な情報となります。ブラック企業などに握られたら、とんでもないこととなりますね。

(下井委員) それは個々の取扱いの話ですが、個人情報ファイル簿がない以上は、今、多賀谷委員がおっしゃったように、やはり目録で確認できるようにしておかないといけないのではないですか。だから、機微情報制度を変えるのであればともかく、機微情報制度があるから、要配慮個人制度を導入しなくてもいいという理屈には、やはり私はならないと思います。

(小柳市政情報室長) 二つのカテゴリーが出てきてしまうということですか。

(下井委員) ただ、それは面倒くさい。だから、一番わかりやすいのは、機微情報制度の機微情報の範囲を要配慮個人情報の制度に合わせることはないでしょうか。でも、そうすると、さっきおっしゃったように目録を大幅に変えなければいけませんね。あとは、収集制限がかかることとなります。

(小柳市政情報室長) 病歴や障害情報が収集できなくなると、今度は仕事ができなくなってしまう。

(多賀谷副会長) この機微情報は、原則として収集禁止という取扱いです。だから、病歴があるから原則禁止というわけではなく、少々ニュアンスは違うと思います。

(下井委員) 法令に基づく収集にはならないですか。

(小柳市政情報室長) 全て法令に基づくかどうかは、ここでは言い切れません。

(下井委員) 法令上は、そもそもそれをやれという仕事ですからね。

(多賀谷副会長) そうですね。だからそれは、スタンダードに、かなり広範に情報を取得するわけですからね。それは機微情報を取得するとは言わないと思います。

(下井委員) 確かに、それを機微というのは、おかしいですよ。

(小柳市政情報室長) その辺を整理したいので、もう少々お時間をいただきたいということです。

(稲垣会長) 機微情報をどうするかというのは、総合的な判断をしなければいけないけれど、今

日は議論しきれないということですね。今後の改正作業の中で検討していきたいというのが、事務局の諮問の意味ですね。

確かに多角的に考えないと、ただ機微情報を広げればいいのかというと、それでは収集制限が厳しすぎるとか、いろいろ問題ありますよね。一本化できるかどうかは、まだわからないので、今後の課題にしていきたいということですね。

(小柳市政情報室長) はい、そうです。

(多賀谷副会長) 国でこういう機微情報的なものを持っているのは、公安とか、そういうところだけですよね。

(下井委員) 警察庁、あとは入管ですね。

(多賀谷副会長) 思想・信条までは持ってないですよ。

(下井委員) 思想・信条までは持っているかどうか分かりませんが。

(多賀谷副会長) それはまた別の問題ですね。

(稲垣会長) こんなところでよろしいですか。

(異議なし)

(稲垣会長) 非識別加工制度の導入についてはいかがでしょうか。

(下井委員) これは規制改革実施計画の記載から、様子を見るしかないと思います。

(多賀谷副会長) これは、ビックデータをつくるための制度で、以前S u i c aの情報を日立に提供していたことが問題になってストップがかかったということがありました。確かに各自治体でつくと、全自治体がばらばらになってしまい、それはよろしくないから国がやるべきという規制改革の議論も私は勝手な議論だと思いますが、いずれにしろ、これはまだ検討が十分でないので、あえて、規制改革実施計画に反するようなことまではしなくてもいいと思います。

(下井委員) この法律を改正したときは、自治体をどうするかが大きな懸案で、非常に議論をしたのですが、その一方で、法律で地方のやり方を全て決めるわけにはいかないということもあって、このような中途半端な状態になっています。結局、こういうのはもう個別的に解決する、多分、医療情報が一番の問題になると思います。医療情報については特別な制度をつくるしかないだろうという話もありますし、さまざまな議論があるので、今は様子見としか言えません。

(多賀谷副会長) 千葉市で前に問題になったのは、G I S情報や地理情報で、要するに千葉市が、莫大なお金をかけてつくった都市計画図などの情報がデータベース化されていますが、それを、全国のあちこちの自治体から集めて、それでデータベースをつかって、それを売ろうという事業者があったのです。そして、そのときの事業者の話では、自治体によって出すところと出さないところがあり、なかなかうまく集まらない、民間企業としては、全部集めないという意味がないということでした。そのような市場主義的な圧力がかかるということは、わからなくはないです。

(稲垣会長) 非識別加工情報制度の導入については、国の動き、全体の動きを見ていくしかなく、千葉市だけ前もって研究するのも無理があるということですね。

(下井委員) これは、早く導入しろと主張している人は、具体的にいるのですか。

(小柳市政情報室長) いないです。

(多賀谷副会長) 市長の意向はいかがですか。

(山元総務部長) やはり、一市だけで決めてしまうのはどうだろうという意見は出ていました。

(下井委員) 事態は流動的なので、という理解が妥当だと思います。

(本澤委員) ちなみにお聞きしたいのですが、千葉市の情報で、先ほどの地図情報や医療情報以外に、何か実際に欲しいと言われそうな情報には、どのようなものがありますか。

(小柳市政情報室長) 教育委員会の情報でしょうか。

(下井委員) 学力テストなどでしょうか。

(小柳市政情報室長) はい、でも、その程度しか思いつきません。

(下井委員) 教育情報は、非識別化して意味があるでしょうか。実は私はこの法律をつくったときの総務省の審議会に入っていて、さまざまな業界からの要求を上から言われて、実際業界にヒアリングしたのですが、ある程度強い声が出てきたのは医療情報だけでした。その人たちに言わせると、特に国立病院、公立病院、民間の病院で同じように請求しても、全く違う形で提供されるのは困るという、そのような声が強かったです。ヒアリングした相手も総務省が選択していますから、本当に一般的に広く意見を取り入れているか、やや疑問もありますが、実際に強く出てきたのは、医療情報だけです。

(稲垣会長) この件についてのご意見は以上でよろしいですか。

(意見なし)

(稲垣会長) では、答申案の審議に入ります。事務局から、答申案の説明をお願いします。

(小柳市政情報室長) 今、答申案を配付させていただきました。「記」と書いたところから読みます。

諮問事項、千葉市個人情報保護条例の一部改正について。

2、諮問に対する意見。以下の点に係る千葉市個人情報保護条例の一部改正は、個人情報保護法及び行政機関個人方法保護法の改正の趣旨に沿った適当なものであると認められる。なお、要配慮個人情報及び非識別加工情報に関する条例の一部改正についても、引き続き国や他都市の動向等を踏まえながら検討を進めることを要望する。

(1) 行政機関個人情報保護法等の改正に合わせ、個人識別符号が単体で個人情報となることを明確化すること。なお、個人識別符号の定義は、行政機関個人情報保護法の定義と同一とすること。

(2) 特定の個人を識別することをできる情報に含まれる他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することをできるものについて、行政機関個人情報保護法の規定に合わせ、容易照合性の要件は、削除することということです。

(下井委員) (2)の日本語がちょっとよくわかりません。「特定の個人を識別することができる情報に含まれる」からの文面、これは、特定の個人を識別することはできる情報、その定義としてこのカギ括弧ということですよね。ここは少し長くなるかもしれませんが、現在の条例は第2条第1号で、個人情報をこのように定義をしているけれども、これについて法律の規定に合わせて、このように変えると記載したほうが、よろしいと思います。

その上で、容易照合性を取るということを、どこかで注釈的につけてもいいかなとは思いますが、この「容易照合性」という用語が最後に突然出てきて、これは現在の規定の中に、容易照合性という限定があるんだということを知らないといけないし、かつ、個人情報保護法と

行政機関個人情報保護法とがこのように違うんだということを知らないと、その意味もなかなかわからない気がします。

(稲垣会長) 条文の改正のように、こうあるのを、こう変える、というほうがすっきりしますよね。ではそのように変えるということで、文言の整理は事務局相談でさせていただきます。

(下井委員) あと1点よろしいですか。これは、私個人の意見で、皆さんがどうお考えになるかわかりませんが、先ほど申し上げましたように、非識別加工情報に関する改正は急がなくてもいいと思いますが、要配慮個人情報はある程度急ぐべきだと思います。この本文のところのなお書き、要配慮個人情報と非識別加工情報が、同レベルで今後検討しろというような書き方になっていますが、ここは、段階をつけてもいいのかなと思います。

(稲垣会長) そうですね。要配慮個人情報については内部の準備ですね。準備が間に合わないというだけの話ですからね。

(下井委員) はい。だから、ここもちょっと長くなりますが、「なお、要配慮個人情報保護に関する条例の一部改正についても、引き続き検討を進めることを要望する。」そして、「非識別加工情報に関する条例の一部改正については、引き続き国や他都市の動向等を踏まえて検討することを要望する」というように書きかえれば、動向を踏まえて検討すべきということと、踏まえなくても検討すべきということに段階を付けられると思います。

(多賀谷副会長) 要配慮個人情報についての改正については、他都市の動向を踏まえながら検討する。また、非識別加工情報については、引き続き国や他都市の動向を踏まえながら検討する、というのでどうでしょうか。

(稲垣会長) では、今の下井委員のおっしゃったような方向で、二つに分けた案にしますか。

(小柳市政情報室長) 国が入るかどうかの違いがあるということですね。

(稲垣会長) 確かに、要配慮個人情報と非識別加工情報とでは少々レベルは違いますからね。

(多賀谷副会長) 要配慮個人情報については、国の動向を踏まえる必要はあまりないですか。

(小柳市政情報室長) ないです。ただ、ほかの市の動向は見たいところです。

(稲垣会長) 下井委員のおっしゃっているように、要配慮については他都市の動向を踏まえ、非識別加工情報については引き続き国と他都市の動向を踏まえ・・・と、二つに分けますか。そのような感じで、私と事務局で案をつくりたいと思います。よろしいでしょうか。

(下井委員) 些細なことですが、「行政機関個人情報保護法」というのは略称ですけども、略称であることはどこかに入れた方がよいのではないですか。

(小柳市政情報室長) 「個人情報保護法」もそうですね。

(多賀谷副会長) 答申書だから、きちんとしたほうがいいです。

(小柳市政情報室長) では、その点も修正いたします。

議事(2) 千葉県個人情報保護条例の改正内容に係る調査審議の方針について

(稲垣会長) 「議事(2) 千葉県個人情報保護条例の改正内容に係る調査審議の方針について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(小柳市政情報室長) 資料2をご覧ください。「1 問題の所在」として、条例の一部改正に関

し、要配慮個人情報及び非識別加工情報に関する改正については、市長において、引き続き審議会の意見を聴きながら検討するものとされており、今後改めて諮問された際に、審議会としてどのような調査審議を行っていか、問題となります。

「2 方針案」として、要配慮個人情報及び非識別加工情報に関する個人情報条例の改正について、市長から改めて審議会に対して諮問があったときに、条例改正について調査審議するために、審議会部会を設置できるようにしておこうということです。理由としては、要配慮個人情報の規定及びこの二つの導入に関する条例の内容を調査審議するに当たっては、内容的には、法律で細かい部分もありますので、より詳細な議論を行い、かつ、機動的な審議を行っていく必要があるためです。その一方で、要配慮個人情報及び非識別加工情報については、国及び他都市の動向や実績を踏まえながら検討をしていくものとされており、市長から審議会に対する諮問がなされない可能性もあります。

「3 部会の設置運営」ですが、今お話しした理由も踏まえ、部会の設置の決定は、会長に一任したいと考えております。構成は、会長及び会長が指名する委員3人以内（計4人以内）により構成し、部会長・副部会長を置きます。部会による調査審議の進め方は、市長からの諮問があって、部会での調査審議を行い、部会から審議会に報告して、審議会で最終的に答申するという手順を踏みたいと考えております。

「4 参考」として、部会を設置することができるという規則の規定を載せております。こういった形で、今後諮問があったときには会長に相談して、部会の設置については会長に一任するというのをこの場で決めておけば、部会設置のために改めて審議会を開催する必要がないという趣旨でございます。

(稲垣会長) 先ほどから議論となっていることについて審議を進める際、機動的に調査審議をしていきたい、また、ある程度集中的に行う必要があるという面もあって、部会を設置したいということですね。

(小柳市政情報室長) はい。

(稲垣会長) 審議会に諮問があって、その審議会でも部会を設置するのではなく、審議会に諮問がある前から、前もって諮問があったらこうするというのを決めておく、1回も審議会を開かないで、それでいいことになっているのですか。

(小柳市政情報室長) 規則で、審議会が必要と認めるときは部会を置くことができるとなっております。

(稲垣会長) 審議が始まって部会を置くのはわかるのですが、諮問をまだ受け取っていない段階で、それについて、あらかじめこの部会で調査審議するという決定をしておく、というのは問題ないですか。

(下井委員) いえ、この条文だけだと、やはり諮問があるごとに部会を置くかどうかを決めるような形になりますよね。

(稲垣会長) 本当はそうですね。全体の条文を見ないとわかんないですけど、少々不安だと思って、それで聞いたのですが。

(下井委員) 審査会ではどうしていますか。部会はないのですか。

(小柳市政情報室長) 審査会では今まで部会は置いたことがないです。

(下井委員) 普通は規則や細則などで、部会を置くものとするなどと定めているような気がしますが、そこまではどうですかですね。

(稲垣会長) 諮問が来る前から、来たら部会で審議すると、前もって決めておくのが許されるかということですね。

(多賀谷副会長) 本来はできないが、このような状況だから、特に、そうしておかないと機動性がなくなるということでしょうか。

(稲垣会長) 審議会を開くこと自体にすごく手間がかかりますよね。それは、わかるのですが。

(多賀谷副会長) 一般的にいつもそうだとということになると、会長の独占になってしまうので、例外として認めるというのは、いかがでしょうか。

(下井委員) あるいは、ここで包括的に承認をとっておくかですね。この諮問が出されたら、部会で調査審議するということです。

(稲垣会長) 本日は、その問題点もある程度議論しているし、この点について認めるということで、皆さん、よろしいでしょうか。

(多賀谷副会長) この議題に限定してということで、これ以外について勝手に部会を設置してしまったら困るので。

(下井委員) その場合、部会が答申を出すわけではないですよね。部会が何か案をつくって、審議会に報告をして、その結果、審議会からの答申になるのですよね。

(小柳市政情報室長) そうです。最後の議論はそうですね。

(下井委員) それだと機動性はそれほど高くはならないですよ。

(小柳市政情報室長) 部会を何回か開くと思われるので、その後、最後に審議会を開催します。

(下井委員) 部会が答申を出すことはできないわけですね。

(小柳市政情報室長) 部会から直接は出しません。最後に審議会でも議論して答申になります。

(稲垣会長) 確かに最初から部会で答申は変ですよね。

(下井委員) 最初からそのようなルールをつくってればですが、審査会などでは部会で答申を出す例もありますよね。

(稲垣会長) そうです。部会ができるという条文がありますのでこれにはあるのかな、と心配になったところです。

(金森政策法務課長) 条例上は、「部会の答申をもって審議会の答申とすることができる」という規定のある附属機関も多数ございます。

(下井委員) そうですか。この条例にはその規定はないわけですか。

(金森政策法務課長) この審議会条例については、ありません。規則で、プロジェクトチームのようなものの設置規定を置いているだけです。

(下井委員) それに包括的に承認をとるというのは、さすがに無理ですか。

(金森政策法務課長) そこまでは難しいかと思います。あくまでも、その事前作業だけをお願いするというので、最初の審議会分だけしか開催コストの削減には効果しかありませんが。

(多賀谷副会長) 以前は、やはり部会を設けて、それで、一、二回、部会で審議して、それから部会と審議会の合同会議を開催して、それからまた二、三回部会で審議して、それで最終的に委員会で決める、時間があるときは、そうしていました。

(稲垣会長) だから、最初に審議会の開催がないのは何か不安ですね。

(多賀谷副会長) だから、手続として、少なくとも部会を設置したことについて、稲垣会長名で各委員に対して何らかの通知をするということぐらいすべきだと思いますね。知らないうちに部会で審議されているというのは、少々問題があると思います。それから、部会の委員でなくても、意見がある方は部会に出てきてもらう、そういう仕組みですね。

(金森政策法務課長) そういう例はあります。

(多賀谷副会長) それで、出てきた人はいましたか。

(金森政策法務課長) いらっしゃいました。以前、部会のほかの委員の皆さんにも、開催の2週間くらい前には案内をお送りして、ご意見などがあればご出席くださいという形で開催したことがございます。今回は、一応こういう全体としての、第1議案の中で、個人情報保護条例一部改正という議案も付議されている中で、また、今回答申でも検討すべきとしている中で、このような方針決定をするということになるので、全く何もなしというわけではないのかなと思います。

(稲垣会長) ちょっと不安ではありますが、いろいろ補強しながらやっていくというところで、その都度部会のメンバー以外の委員の皆さんにも連絡するなど、さまざまな手当が必要でしょうね。

(山元総務部長) 会長と相談しながら、必要な情報提供は、各委員さんにさせていただきたいと思います。

(稲垣会長) 確かなかなか日程調整が大変で、第1回を開くのに1か月先になってしまいますから、時期が遅くなってしまいます。そういうことで、部会を設置して、その部会の審議から入っていくということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(稲垣会長) よろしくをお願いします。

報告 平成28年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

(稲垣会長) 次に、「報告 平成28年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(渡邊主査) 平成28年度における情報公開及び個人情報の保護制度の運用条件について報告させていただきます。皆様には資料3と資料4として運用状況報告書という冊子をお配りしております。基本的にこの二つは昨年度の運用状況についてまとめたものでございます。

基本的に資料3をもとに説明をさせていただきます。その中で適宜、資料4をご覧くださいればと思います。

資料3、1ページからでございます。昨日公告いたしました千葉市公報が載っております。こちらは、情報公開条及び個人情報保護条例の規定に基づきまして、条例の施行状況を公表しているものです。大きく分けて三つございまして、1点目が情報公開条例に関するもの、2点目が個人情報保護条例に関するもの、3点目がこの審議会の運営状況でございます。以後、順にご説明いたします。

まず、「1 情報公開条例の施行の状況」でございます。(1)の公文書開示請求については、28年度は全部で267件の開示請求がございました。平成27年度は273件でございましたので、ほぼ同数の請求件数があったことになります。

28年度は、267件の請求に対して、307件が処理件数となります。請求件数と処理件数が合わないのは、1件の請求の中で、例えば、全部開示決定をしたもの、部分開示決定をしたもの等、複数の処理があるからであり、若干処理件数のほうが多くなります。307件処理した中で、全部開示決定が69件、部分開示決定が169件、不開示決定等が42件ございました。また、取下げが27件ございました。こちらは、資料4 運用状況報告書の27ページから53ページまでが具体的な請求の内容となっておりますので、そちらもご確認いただければと思います。

続きまして、「(2)不服申立ての件数及びその処理状況」でございます。公文書開示請求に対する決定に対して、不服申立て件数が、平成28年度は継続案件としては2件、これは、平成27年度から続いていたものが2件ありましたのと、28年度に新たに不服申立てがなされたものが2件ございました。その次の「イ 不服申立てに係る処理状況」としては、28年度末現在で裁決済が2件、これは27年度から継続案件となっております2件が裁決まで至ったものでございます。また、次の「実施機関にて検討中」2件というのがありますが、これは28年度末の時点のものでございまして、現在は新規案件2件のうち1件を裁決済で完了しております。もう1件は情報公開審査会に諮問をしているところです。こちらは運用状況報告書の54ページと55ページに掲載しております。

続きまして、「(3)情報公開審査会の運営状況」でございます。今お話しした不服申立てにつきましては、原則として、情報公開審査会に諮問をして、その答申を受けた後に裁決等を行うことになっております。平成28年度における情報公開審査会は、会議開催数4回でございました。なお、平成27年度も同じ4回です。諮問の件数としては、継続案件として2件、引き続き審査を行ったものと、新規の諮問は0件でした。これは、先ほどお話しした新規案件2件が、まだ、28年度末で諮問に至っていなかったためでございます。「ウ 諮問に係る処理状況」としては答申が2件、こちらが裁決まで至ったもので、審査会から答申が出されたものでございます。

続きまして、「(4)千葉市附属機関の会議の公開に関する状況」でございます。情報公開条例の規定に基づき、地方自治法に基づいて条例で設置されている附属機関の会議につきましては、原則として公開することとしております。まず、アの原則として公開すべきという情報公開条例の規定の対象となる附属機関の数は207機関でございます。こちらは部会も含めております。具体的にどのような附属機関があるかにつきましては、運用状況報告書の59ページから73ページまでに掲載しております。その中で、全部又は一部を公開した会議の開催回数は197回です。附属機関には、その性質上、原則非公開とせざるを得ない会議もございます。こちらは3ページにまいりまして、「ウ 非公開とする附属機関」の数は57機関でございます。そして、「エ 全部を非公開とした会議」というのは、原則非公開の決定を行っていない附属機関ですが、議題等の性質上、会議の全部を非公開としたものが14回ございました。

続きまして、(5)と(6)は、関連がありますので一括してご説明いたします。こちらは

指定管理者及び出資等法人の文書開示申出でございます。指定管理者や出資等法人は、千葉市とは別の団体ではございますが、情報公開条例において、千葉市と同じように情報公開に関する措置を行うという規定がございますので、それを受けて、それぞれ公文書開示請求に類似する制度として、文書開示の申出を受けているところでございます。指定管理者に対しては、平成28年度、千葉市スポーツ振興財団が指定管理者となっているものにつきまして、開示申出件数が5件あり、こちらは全て全部開示決定が行われたところです。次に、出資等法人というのは、市が出資や財政支出を行っている法人です。平成28年度は、この表のとおり、千葉市スポーツ振興財団に対して6件の申し出があったほか、全部で7法人に対して、合計12件の開示の申し出があったところでございます。

続きまして、3ページ下の「2 個人情報保護条例の施行の状況」についてご報告させていただきます。

まず、(1)でございますが、個人情報取扱事務の届出状況、これは先ほど条例改正の中でもお話をいたしました。個人情報を取り扱う事務については、各所管課から市政情報室へ届出を出してもらって、市政情報室でその事務の目録を公表しているところでございます。平成28年度の個人情報取扱事務の届出、これも表が次のページにまたがってしまっていて申しわけございませんが、一番右側の合計の1,913件が平成28年度末で届け出がある全事務の件数となります。平成28年度末現在で1,913件の事務において、個人情報が取り扱われたというところです。

次に、「(2) 開示請求の件数及びその処理状況」でございますが、平成28年度個人情報開示請求件数としては、その下にあります合計201件が開示請求の件数です。平成27年度は283件でございました。これは、特定の方が数多く出しているという事情がございまして、28年度は若干件数が減っております。201件の請求件数に対して216件の処理を行いまして、61件が全部開示、58件が部分開示、86件が開示決定になりまして、取下げは11件でございます。

次に、5ページにまいりまして、「(3) 訂正請求の件数及びその処理状況」でございます。こちらは個人情報開示を受けた文書につきまして、その自分の個人情報を訂正してくださいと請求するものでございます。平成28年度は、教育委員会に対して請求が1件ございました。その処理といたしましては、不訂正決定となっております。

開示請求と訂正請求につきましては、運用状況報告書上は133ページから150ページまでに一覧が載っているところでございます。

なお、「(4) 利用停止請求の件数及びその処理状況」ということで、その個人情報が条例の規定に反して扱われているような場合に、その個人情報の利用停止等を求める請求の制度がございませぬけれども、こちらは28年度は請求等がございませぬでした。

次に、「(5) 不服申立ての件数及びその処理状況」でございます。個人情報の開示請求等に対する決定の不服申立てについては、継続案件は0件でしたが、新規案件が17件ございました。うち、16件は特定の方のものでございまして、不適法なものであったため、既に却下として決定されております。平成28年度末で個人情報審査会に諮問したものが1件ございました。こちらは運用状況報告書上、152ページと153ページに掲載をしております。なお、

個人情報審査会に諮問していた件につきましては、答申を既にいただいているところでございます。

次に、「(6) 個人情報保護審査会の運営状況」でございますが、28年度においては会議の開催がございませんでした。諮問の件数は、先ほどご説明いたしましたとおり1件諮問したところで、28年度末時点では、まだ会議は開催しておりませんでした。29年度に2回開催いたしまして、こちらは答申までいただき、裁決まで完了しているところでございます。

次に、「(7) 簡易な手続の開示の実施状況」でございますが、こちらは個人情報の条例上、あらかじめ告示で定めることによって、口頭による申し出で開示請求をすることができる制度でございます。具体的には6ページをご覧ください。教育委員会でこの制度を利用しております。市立の高等学校、高等学校附属中学校、高等特別支援学校の入学者選考において、受検者等から、自分の点数が何点だったのかということ非常によく聞かれるものなので、簡易開示の制度に基づいて簡易開示をしているところでございます。全部で4,082人の対象者のうち1,844人がこの簡易開示の制度を利用されまして、利用率としては45.2%ございました。

次に、(8)と(9)、先ほど指定管理者の出資等法人の情報公開の件についてお話ししましたが、個人情報についても同様に個人情報開示申出の制度をそれぞれの団体で設けております。指定管理者に対しては、千葉市文化振興財団に対して開示申出が1件ございまして、部分開示決定をしたところでございます。出資等法人に対しましては、個人情報の開示申出等がございませんでした。

最後に、3といたしまして、情報公開・個人情報審議会、この審議会の運営状況でございます。

平成28年度におきましては、会議は2回開催されたところでございます。会議内容といたしましては、「ア 通信回線による電子計算機の結合」いわゆるオンライン結合というのですが、番号制度導入、マイナンバーを利用したもので、コンビニエンスストア等で住民票などが交付を受けられるという、そのコンビニ交付システムにつきまして、オンライン結合の諮問を行ったところでございます。また、イ、こちらは特定個人情報保護評価ということで、全項目評価という最も厳格な評価を行っているものについて、介護保険と健康保険に関するもので、重要な変更があった関係で諮問させていただいたところでございます。また、ウの会長及び副会長の選任は、昨年度、最初の会議のときに行ったところでございます。行政機関個人情報保護法の一部改正につきましては、1月の審議会で報告をいたしました。そのほか、昨年度も、27年度の運用状況の報告等を行ったところでございます。

公告につきましては以上でございますが、7ページにまいります。

7ページは、個人情報の本人外収集についての報告でございます。個人情報につきましては、本人からの収集を原則としておりますけれども、その中で、例外として審議会に意見を伺って、答申を受けて、本人外収集ができるという規定があります。そのうち、あらかじめその平成18年3月31日に答申をいただいていた類型につきましては、改めて諮問する必要はないが、それに基づいて本人外収集をしたときには報告をしてくださいという答申でありましたので、それに基づいて報告をするものでございます。その類型、答申で定められた類型に該当するも

のとしては、平成28年度は防犯カメラによるものがございました。若葉・緑環境事業所で3件、教育委員会の学事課で5件の本人外収集があったところがございます。

最後に、8ページにまいります。こちらは個人情報の目的外利用・提供についてのご報告でございますが、先ほどの本人外収集と同様に目的外利用・提供についても、平成18年にいただきました答申に基づいて、目的外利用・提供を行っているところがございますが、平成28年度は、弁護士法の規定に基づく弁護士会からの照会に基づいて提供した事例があったところがございます。

(稲垣会長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かこれについて質問、ご意見などございましたらどうぞ。

(多賀谷副会長) 個人情報開示請求は、同じ方から17件中16件あったのですね。

(小柳市政情報室長) そうです。

(多賀谷副会長) 教育委員会関係ですか。

(小柳市政情報室長) はい。

(多賀谷副会長) 去年も多かったような。

(渡邊主査) そうですね。昨年度の件数が多かったものと同じ方です。最近はあまりいらっしゃらなくなりました。

(稲垣会長) 他にありませんか。

(質問、意見なし)

(稲垣会長) そのほか、事務局、何かありますか。

(小柳市政情報室長) 本日の会議の議事録の確定方法についてですが、後日、事務局で案を作成して、皆様にお送りして意見を頂戴いたします。いただいた意見をもとに修正案を作成して、その確定については会長に一任していただく形をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(稲垣会長) よろしいですね。

(異議なし)

(稲垣会長) それでは、会議録については私にご一任いただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第21回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。

(山元総務部長) 本日は慎重なるご審議をいただきまして、まことにありがとうございます。また、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

—了—